

高山本線ブラッシュアップ会議 規約

(名 称)

第1条 本会は、高山本線ブラッシュアップ会議（以下「会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 会議は、地域住民の通勤・通学など生活の足の確保はもとより、地域活性化を推進するため、高山本線のまちづくりと連携した更なる利用者の利便性向上やネットワーク機能の向上による活性化など、様々な観点から今後の取組方策を検討するとともに、富山県内はもとより全国的に地域鉄道が直面する課題解決のモデルケースにつなげることを目標に、実現方法およびその可能性も含めて協議する。

(所掌事務)

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事項を検討する。

- (1) まちづくりと一体となった更なる利便性向上方策に関する事項
- (2) 県内鉄道ネットワークの強化方策に関する事項
- (3) 実現方法およびその可能性に関する事項
- (4) その他必要な事項

(組織及び事務局)

第4条 会議は、別表に掲げる委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

- 2 会議の事務を処理するため、事務局を富山市活力都市創造部交通政策課に置く。

(任期及び検討期間)

第5条 委員の任期は令和5年3月31日までとし、再任を妨げない。委員は、任期満了後、後任者が選任されるまでその職務を行う。

- 2 会議は、令和4年度中のとりまとめを目指す。

(会 議)

第6条 会議の開催案内および連絡調整は、事務局が行う。

- 2 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 3 会議は原則として非公開とし、議事要旨は公表することができるものとする。また、公表することについて合意されたものは、公表することができる。
- 4 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(雑 則)

第7条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、令和3年3月30日から施行する。

附 則

この規約の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規約の一部改正は、令和4年4月1日から施行する。

別表（委員）

組 織	会議委員（組織内役職）
富 山 市	副市長
富 山 県	観光・交通振興局長（令和3年3月31日まで） 地方創生局長（令和3年4月1日から） 交通政策局長（令和4年4月1日から）
西日本旅客鉄道株式会社	金沢支社副支社長